

第17回富田林市交通等バリアフリー基本構想推進協議会 議事録

産業まちづくり部 都市計画課

- 開催日時 令和2年8月26日(水)午後2時00分
- 開催場所 富田林市役所3階 庁議室
- 出席者 【協議会委員12名】
三星 昭宏、樫本 浩之、渡邊 ヒロミ、小原 鶴美、京谷 ゆい子、
宅和 昭夫、寺澤 光幸、西田 卓司、市川 功、緒方 浩一、西野 元啓、
森木 和幸

【アドバイザー2名】
川口 宏幸、岩田 知二

【代理出席2名】
好永 恒則(増田委員の代理)、鈴木 裕也(中野委員の代理)

【関係人4名】
富田林土木事務所、富田林市道路交通課
- 欠席者 【協議会委員7名】
岡部 和人、金谷 義彦、増田 政俊、北野 智洋、中野 崇、宮下 芳三、
高井 智朗
- 事務局 【子育て福祉部 障がい福祉課】
梅川 和隆、北浦 宏紀
【産業まちづくり部 都市計画課】
仲野 仁人、福元 研一、八木沼 俊、津嶋 友美、岡本 一朗
- 開催形態 公開(傍聴人0人)
- 協議内容
 - ・富田林市交通等バリアフリー基本構想の概要説明
 - ・近鉄川西駅のバリアフリー化整備の報告
 - ・近鉄川西駅のバリアフリー化整備現地点検の報告
 - ・特定事業計画等と進捗状況の報告
 - ・その他

《事務局：福元》

ただいまから第17回富田林市交通等バリアフリー基本構想推進協議会を始めさせていただきます。私は、本日司会をさせていただきます、都市計画課の福元でございます。よろしくお願いいたします。

皆様方には何かとお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。また、各施設等の管理者様におかれましては、平成19年3月に策定いたしました富田林市交通等バリアフリー基本構想に基づき、バリアフリー化に向けた整備を進めていただいておりますことに、この場をお借りしまして、感謝とお礼を申し上げます。誠にありがとうございます。

本日の協議会は、平成30年11月に開催させていただいて以降、概ね2年ぶりの開催となりますが、この間、基本構想に基づく重点区域内の整備をはじめ、近鉄川西駅では、駅舎のバリアフリー化整備工事が完了いたしました。委員の皆様におかれましては、高齢者、障がい者を含め、すべての市民が安全・安心・快適に暮らせるまちづくりの推進に向けて、これらについての報告とともに、活発なご議論をいただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願い致します。なお、本日案件が多数あるため、途中休憩を挟みながら進行させていただきたいと存じますので、よろしくお願い致します。

早速ですが、議事に入る前に事務局からお知らせがございます。本協議会は、本市の会議の公開に関する指針により公開することになっておりますので、会議録作成のため録音と写真撮影をさせていただきますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

それでは、会議次第1「委員の紹介」に移りたいと思います。本日は前回より2年ぶりの協議会開催になり、人事異動等による委員の変更もありましたので、改めて委員の皆様方を名簿順にご紹介させていただきます。

まず、会長を務めていただいております、近畿大学名誉教授で工学博士の三星委員でいらっしゃいます。

《議長：三星会長》

三星でございます。よろしくお願いします。

《事務局：福元》

人事異動により、前任の阪口様が変わって副会長をお願いしております、社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団こんごう福祉センター長兼かなびのさと施設長の樫本委員でいらっしゃいます。

《樫本委員》

皆さんどうも初めまして。樫本でございます。本日はどうぞよろしくお願い致します。

《事務局：福元》

富田林市老人クラブ連合会会長の渡邊委員でいらっしゃいます。

《渡邊委員》

渡邊でございます。よろしくお願い致します。

《事務局：福元》

岡部委員についてはまだお見えになっておりません。

金谷委員もまだお見えになっておりません。

市民委員の小原委員でいらっしゃいます。

《小原委員》

小原です。よろしくお願い致します。

《事務局：福元》

同じく京谷委員でいらっしゃいます。

《京谷委員》

京谷です。よろしくお願いいたします。

《事務局：福元》

同じく宅和委員でいらっしゃいます。

《宅和委員》

宅和昭夫です。どうぞよろしくお願いいたします。

《事務局：福元》

同じく寺澤委員でいらっしゃいます。

《寺澤委員》

寺澤です。よろしくお願いいたします。

《事務局：福元》

同じく西田委員でいらっしゃいます。

《西田委員》

よろしくお願いいたします。

《事務局：福元》

近畿日本鉄道株式会社工務課長の増田委員の代理で好永様でいらっしゃいます。

《好永氏》

代理で出席している好永と申します。今日はよろしくお願いいたします。

《事務局：福元》

北野委員についてはまだお見えになっておりません。
近鉄バス株式会社営業部乗合営業課長の市川委員でいらっしゃいます。

《市川委員》

市川でございます。よろしくお願いいたします。

《事務局：福元》

南海電気鉄道株式会社統括部課長の中野委員の代理で鈴木様でいらっしゃいます。

《鈴木氏》

本日は代理で出席させていただきます、鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

《事務局：福元》

富田林土木事務所維持保全課長の緒方委員でいらっしゃいます。

《緒方委員》

初めまして、緒方でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

《事務局：福元》

高井委員についてはまだお見えになっておりません。
富田林市子育て福祉部長の西野委員でいらっしゃいます。

《西野委員》

西野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

《事務局：福元》

同じく産業まちづくり部長の森木委員でございます。

《森木委員》

森木でございます。よろしくお願いいたします。

《事務局：福元》

本協議会のアドバイザーとしてご出席いただいております、近畿運輸局消費者行政・情報課長の川口様でいらっしゃいます。

《川口氏》

近畿運輸局の川口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

《事務局：福元》

同じく大阪府建築企画課主任専門員の岩田様でいらっしゃいます。

《岩田氏》

岩田でございます。よろしくお願いいたします。

《事務局：福元》

なお、富田林警察署交通課長の宮下委員におかれましては、本日ご欠席との連絡をいただいております。

本日は委員の過半数のご出席をいただいております。設置要綱第5条第2項により協議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

引き続きまして事務局につきましても、担当の変更がありましたので紹介をさせていただきます。

産業まちづくり部次長兼都市計画課長の仲野でございます。

《事務局：仲野》

仲野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

《事務局：福元》

障がい福祉課課長の梅川でございます。

《事務局：梅川》

梅川でございます。よろしくお願いいたします。

《事務局：福元》

同じく課長代理の北浦でございます。

《事務局：北浦》

北浦でございます。よろしくお願いいたします。

《事務局：福元》

都市計画課政策係長の八木沼でございます。

《事務局：八木沼》

八木沼です。よろしくお願いいたします。

《事務局：福元》

同じく副主任の津嶋でございます。

《事務局：津嶋》

津嶋でございます。よろしくお願いいたします。

《事務局：福元》

同じく岡本でございます。

《事務局：岡本》

岡本でございます。よろしくお願いいたします。

《事務局：福元》

そして私が都市計画課長代理の福元でございます。よろしくお願いいたします。

また、特定事業関係の関係者といたしまして、富田林土木事務所及び市道路交通課の担当者も同席させていただいております。よろしくお願いいたします。

それでは、この後の議事進行は設置要綱第5条第1項により会長が行うこととなっておりますので、三星会長、議事進行をお願いいたします。

《議長：三星会長》

近畿大学の三星でございます。以前に引き続きまして会長をさせていただきますので、よろしくお願いいたしますと思います。座らせていただきます。なるべく簡単に一言ということですが、バリアフリーに関しましては、世界的にも日本全体もまだまだユニバーサルデザインのもとに向けまして、より良いものからさらにベストなものを目指して、みんなで話し合っ、つまり障がい当事者の方々が参画してですね、進めていくという流れが一層強まっていますが、そんな中で、このコロナの状態はその真逆のことになってきてまして、車いすの方々、視覚障がい者の方々、聴覚障がいの方々、それぞれ固有の障がいの特性により、内容は違いますけれども、コミュニケーションを始めとして、さらに、街中での手助けも含めて大変困難な中でお暮らしになっていることが、よく伝わってまいります。これからどうしていくかっていうことは大変大事になってきます。ただ、そういった問題解決の度にコロナより以前からもバリアフリーの基本になりますの

で、それ以前までのバリアフリーをベースにしてものを考えていくと必ず解決法はあるんで、しっかり取り組んでいきたいと思います。コロナも大変な中お集りいただき、ありがとうございます。くれぐれもご注意いただいて、お帰りになるときにもご注意ください。

それでは始めますが、先立ちまして、交代されました副会長の榎本さんから一言お願いします。

《榎本委員》

改めまして、大阪府障害者福祉事業団こんごう福祉センター長、それと特別養護老人ホームかなびのさとの施設長をしております榎本です。どうぞよろしく申し上げます。座って挨拶させていただきます。

こんごう福祉センターですが、ご存知の方もいらっしゃるかと思いますが、大阪府立金剛コロニーの方が、随分とおりがいいのかなというふうに今でも思っております。まさにこの府立金剛コロニーは縮小解体したわけなんですけど、これは大阪府さんがされたことで、事業団は事業に全面的に一体化して協力させてもらったということなんですけど、このコロニーそのものが、バリアの中にあるといえますか、そういうことでした。

語源もですね、コロニーの語源は収容所とか、そういう語源になっております。昭和40年代当時ですね、大阪だけじゃなくて、全国にコロニーができていきました。実はこの頃ですね、欧米では大規模施設を解体する動きがもう始まっておったんですけども、これを福祉用語でノーマライゼーションといいます。遅くなりましたけど、我が国の福祉もですね。収容所から地域へと、この流れの中でですね、金剛コロニーも解体されましたし、それに伴いまして大阪府下ですね、今現在17ヶ所で事業展開をして施設を持って運営しております。

特にお膝元の富田林市さんではですね、たくさんの方がグループホームとかという形で地域生活を始めていかれました。今現在でもですね、70人程度の方が例えば府営住宅ですとか、ハイツですとか、中には事業団が建てた10人規模のバリアフリーホームで生活をされております。

これからの富田林市のバリアフリーの状況も踏まえてですね、今日は大変興味を持って参加しております。どうぞよろしく申し上げます。

《議長：三星会長》

ありがとうございました。それでは議題に入っていきたいと思います。本日は前半と後半に分けて、間にできれば休憩しようかと思っております。

前半がですね、最初は市の交通等バリアフリー基本構想、初めての方もいらっしゃいますので、ごく簡単ではありますが基本構想の概要説明を事務局よりお願いします。

そのまま引き続き、近鉄川西駅のバリアフリー化整備の報告を近鉄さんからお願いします。

それから先般、多くの委員さん方には現地地点検にご参加いただきまして、ありがとうございました。その報告を事務局からしてもらいます。

それでは、この3つを連続してやっていきます。まずは基本構想をよろしく申し上げます。

《事務局：八木沼》

事務局の八木沼です。よろしくお願いいたします。

本日は2年ぶりの開催であり、初めていらっしゃる委員さんもおられますので、改めまして、基本構想策定の経緯、概要等について説明させていただきます。

では、お手元の資料4ページ、点訳資料では13ページ、もしくは前のスクリーンをご覧ください。

近年ですね、高齢者や障がい者の社会参加の機会が増大するなかで、すべての人が自由に移動でき、安全・安心・快適に暮らすことができる福祉のまちづくりを進めることが重要となっております。

す。このような背景のもと、本市では平成 19 年 3 月に「富田林市交通等バリアフリー基本構想」を策定しました。

基本構想では、基本理念として「だれもが安全・安心に移動でき 人にやさしいまち」を掲げ、基本方針として以下のことを定め、皆様のご協力を得ながら本市のバリアフリーのまちづくりを推進しているところでございます。

次の図面は、本市の基本構想での重点整備地区のエリア図になります。

富田林寺内町の玄関口である近鉄「富田林駅」と、市役所などの公共施設が集中している「富田林西口駅」周辺地区を重点整備地区として選定いたしました。

優先的に整備を進める必要がある、生活関連施設としましては、近鉄富田林駅・富田林西口駅の 2 駅と市役所、府営清水住宅、そして策定当時ではダイエー富田林店でしたが閉店により、現在はコノミヤ富田林店を設定しております。

次に、生活関連施設を結び、特にバリアフリー化整備を進める必要がある生活関連経路については、図の赤いラインで表示しておりますとおり、旧国道 170 号（市役所～富田林駅）、府道富田林太子線、市道本町 11 号線（富田林駅～金剛大橋）などを設定いたしました。

緑のラインは、準生活関連経路として設定し、整備を進めていくこととしました。

また、以上のようなハード整備だけでなく、基本構想において心のバリアフリーの輪を広げるまちづくりをめざしてまいります。

続きまして、基本構想策定後についてですが、各施設管理者様には、特定事業計画に基づく整備を順次進めていただく一方で、定期的に協議会を開催し、連絡調整等を図ってまいりました。また、現地点検調査を行うなど事業の評価にも取り組んでおり、これらを経て、スパイラルアップの実践を進めております。

次に重点整備地区における主な特定事業計画の進捗状況です。

公共交通特定事業については、富田林駅・富田林西口駅のバリアフリー化整備は完了しており、また富田林駅発着の路線バスの全てが低床バスを導入しております。

次に道路特定事業については、旧国道 170 号、市道本町 11 号線において整備が完了しております。府道富田林太子線については、用地買収を伴うなど、長期的な対応が必要な箇所は除き、概ね完了しております。

また、その他事業として「富田林駅南広場の整備」については、平成 25 年 3 月に完了しております。

続きまして、交通安全特定事業については、生活関連経路である旧国道 170 号（市役所前～本町交差点間）の音響信号機の整備が完了しております。また、市道本町 11 号線につきましては、一方通行化による規制をしていただきました。なお、違法駐車対策等につきましては、随時実施されております。

続いて建築物特定事業として富田林市役所では、入口スロープの改良、情報案内板の設置が整備完了しております。

ただいま報告しました整備状況を図面にてご確認ください。

主なものとしましては、生活関連施設の富田林駅、富田林西口駅、市役所、コノミヤ富田林店です。道路特定事業では、旧国道 170 号、一方通行による整備を行った市道本町 11 号線、その他事業としての富田林駅南広場です。

その他、青色に着色された箇所が整備済みの施設、及び経路になります。

また、図の赤色の点滅している部分が、府道富田林太子線の一部未整備となっているところになります。府道富田林太子線の整備状況につきましては、次第 5 にて富田林土木事務所より、ご説明いたします。

続きまして、整備状況の一部を写真で紹介させていただきます。

歩道構造については、セミフラット式への改良を基本とし、出来る限り歩道の勾配が緩和できる

よう整備を行っております。

次に歩道を拡幅した事例です。

十分な歩道幅員が確保できていない箇所については、必要な車道幅員を確保したうえで歩道を前出しし、約 2 ㍍の歩道幅員を確保しております。

次に富田林駅前道路にあります電線類を地中化した事例です。

すべての電線類を地中化し、電柱の抜柱も完了し、バリアフリー化とともに景観にも配慮しております。

次に、市道本町 11 号線において、一方通行化により歩道幅員を確保した事例です。歩道がない約 8m の 2 車線道路を一方通行化することにより、両端に約 2 ㍍の歩道を整備し、連続した点字ブロック、バリアフリー対応のインターロッキングブロックを設置しました。

次に富田林駅南広場の整備状況になりますが、寺内町の玄関口としてもふさわしい、景観に配慮した駅前広場として、平成 25 年 3 月に完成しました。

以上が、特定事業計画の整備状況についての説明でございます。

続きまして、駅舎のバリアフリー化整備の状況についてですが、このたび、今年の 3 月に川西駅のバリアフリー化整備が完了し、富田林市内全 6 駅の整備が完了しました。後ほど詳しく説明させていただきます。

最後に、現地点検の取り組みについてですが、これまで報告しましたとおり、本協議会では整備後の施設の事後評価として現地点検にも積極的に取り組んでおります。

これまでに計 6 回の現地点検を実施しました。協議会委員の皆さんをはじめ、事業者、ヘルパーさん等、たくさんの方にご参加いただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、基本構想の概要説明を終わらせていただきます。

続きまして、近畿日本鉄道株式会社様より、近鉄川西駅のバリアフリー化整備について説明いたします。よろしくお願いたします。

《好永氏》

近鉄の好永と申します。

弊社の工務課長の増田に代わりまして、代理で出席させていただいております。川西駅のバリアフリー工事自体を担当しておりましたので、そのまま説明させていただきます。

川西駅の周辺地図となっております。富田林駅、富田林西口駅とありまして、その次の駅で川西駅があります。周辺にはすばるホールであったり総合福祉会館、近くの道路沿いに富田林市立の第二中学校がある駅となっております。

駅構造なんですけど、単線となっております、片側にだけホームがあって、河内長野方面であったり古市方面であったり、どちらへ行くのにも、同じホームから乗車する形となっております。改札を通りまして、エスカレーターがもともとありまして、エスカレーターであったり、階段でホームに対して上っていく高架の駅となっております。エレベーターの整備を行う前はエスカレーターと階段しかない駅ですので、チェアメイトという車いすの方については車いすを押しで階段を上がるような形のもので上っていただいております。

これが整備前の配置図となっております。これからアニメーションで少し出てくるのですが、整備後の配置図となっております。

令和元年 10 月 21 日に着工しまして、令和 2 年 3 月 24 日にエレベーターが供用開始しました。3 月 30 日で完工となっております。

補助内容としまして、まずトイレが多機能トイレのない状態でしたので、多機能トイレについて、既存の駅務室の一部をちょっと縮小する形でスペースを作りまして、そこに多機能トイレを整備させていただいております。

次が、視覚障がい者の方のための転落防止対策として、誘導警告ブロック、内方線を整備いた

しました。もちろんバリアフリーのためにエレベーターの設置のみならず他の面についても同時に行っております。

次が、既存のエスカレーターを撤去いたしまして、その箇所に構内エレベーターを設置しております。このエレベーターにつきましては改札を入りまして、そのまままっすぐ乗り込んでいただくエレベーターになっております。エレベーターを降りる際はそのまま直進して降車できる形の貫通式、スルー式といった形のエレベーターになっております。そのエスカレーターの上でエレベーターが設置されている箇所に待合室がございましたので、その待合室の移設といったものが大きな工事の内容となっております。

その他の工事の内容としまして、右の方に工事概要として書かせておりますが、改札を出た箇所の歩道部分についての勾配の解消であったり、車いすの方の対応の券売機となるように券売機の蹴込の改良、併せて点字運賃表の設置、構内の触知案内図の設置、奥にあります階段の手すりの二段化、併せて改札及び階段の上り口に誘導チャイムの設置を行いました。

次が、整備前後の写真となっております。上部がエレベーターの設置された箇所と多機能トイレの設置された箇所になります。整備前はエスカレーターがあったのですが、その部分の開口だったり、その部分のピットをいかしながら、入る形でそこにエレベーターを設置しております。また、少しちょっと画像ではわかりにくいんですが、整備後のところで手前のところに多機能トイレが整備された形となっております。もともとあったトイレの横に設置をしております。そこがもともとは駅務室の一部でありまして、そのところを改修して多機能トイレ新設しております。これが改札を入ったコンコース階の部分になります。

次のスライドが整備前後の写真のホーム階のものになります。整備前となっている箇所につきましては、エスカレーターの上り口の真上の箇所になります。エスカレーターのある箇所のホームの上部が待合室であったり、高欄でエスカレーターの上部空間となっておりましたので、そこにエレベーターが下から立ち上がってきたというような形になります。整備前の待合室の位置にエレベーターが設置されております。エスカレーターの上部空間につきましては、開口があっても投げ込みであったり等がございますので、高欄の上から目隠しというか、隠している状態となっております。ここに合わせて待合室を移設新設して車いすの方がご利用できる形の転回スペースがあるような待合室を整備いたしました。

この辺りが大きなメニューでして、その他残ってる整備内容が次の写真になります。

左上のものが誘導・警告ブロックの整備で、どちら側がホームでこちら側が線路側かを示す内方線、内側を示す内方線が設置されております。隣に構内の案内図、券売機の横に点字運賃表、券売機がご利用できるように券売機の蹴込改良、左下が構外の歩道改修となっております。

少し駅の構造上の問題もあるのですが、構外歩道につきましては、改札を出てまっすぐ抜いていただくとすぐ横断歩道があったのですが、その箇所で20分の1の勾配を取ろうとすると駅構造だったり、道路との高さの関係でどうしてもできないなということで、構外歩道の20分の1をという箇所につきましては、今ある写真の箇所で、改札を出てから左手側につきましても20分の1の整備、この工事に併せまして、一体のアスファルト自体が劣化していましたので、勾配改修とともに歩道全体のアスファルトの舗装をやり直したという形でございます。

改札のところに改札を示す誘導チャイムが一つございまして、写真にはないのですが、もう一つ階段を上ったところに誘導チャイムを設置しております。

もう一つが最後となりますが、階段の手すりを一段から二段に改修したっていうのが、今回の川西駅バリアフリー整備の内容となります。

《事務局：津嶋》

ここからは、7月7日に実施いたしました、近鉄川西駅のバリアフリー化整備における現地点検の内容について報告させていただきます。

近鉄川西駅のバリアフリー化整備につきましては、これまで、何度も議論を重ねてまいりました。

これまでの経緯を振り返りますと、バリアフリー法の改正に伴い、平成 25 年 10 月の本協議会で近畿日本鉄道株式会社様より川西駅のバリアフリー化整備の方針について示されました。

その方針を受けて、平成 26 年 6 月には、整備前の問題点検証のため、本協議会委員の皆様方には、現地点検に参加していただきました。

現地点検では、多機能トイレが未設置であったことから車いすでの利用が難しいことや、車いすの方がホームへ移動するためにエレベーターの設置が急務である、など様々な問題点を抽出し、同年 9 月の本協議会では、これらの課題について共有すると共に、近鉄さんより川西駅のバリアフリー化については、エレベーター設置に伴い、エスカレーターへの撤去を伴うことについて提案があった次第です。

その後、整備計画の在り方について、既存の利便施設であるエスカレーターを撤去することに対して理解が得られるか、また、エレベーターのみの設置に対し不便さを感じる人もいるのではないかなど、委員の皆様には、様々な目線で議論をしていただきました。一方で、当時の現状が、車いすで利用する方々にとっては、利用が困難な駅であること、育て支援の視点から、ベビーカーを利用する方のためにも早期に整備する必要があるなど、迅速な整備を求める声も多かったことから、前回、平成 29 年 2 月の協議会において、すべての利用者の移動円滑化を促進するため、既存エスカレーターに替えて、エレベーターによる、バリアフリー化整備の早期実現が決議されました。

近鉄さんにおかれましては、この決議以降平成 30 年よりバリアフリー化整備に着手していただき、令和 2 年 3 月に近鉄川西駅のバリアフリー化整備が完了した状況でございます。

それでは、先日開催いたしました近鉄川西駅の現地点検について報告に入ります。

令和 2 年 7 月 7 日に開催させていただきましたが、本協議会委員 6 名にご参加いただきました。現地では、近鉄さんによる案内のもと、今回のバリアフリー化整備の主要な整備箇所である、改札口までの動線、点字案内板、券売機下部の蹴込等の改札口周辺の設備、警告・誘導ブロックの配置や誘導経路、新設したエレベーター、多機能トイレ、手すり等の階段設備 の 6 点を中心とした、バリアフリー化整備後の駅舎について点検を行いました。

それでは、点検時にいただきました意見等についてご報告いたします。まず、改札口までの動線についてですが、駅舎正面からアクセスする際に少し勾配が大きいという意見を多くいただきました。今回のバリアフリー化整備においては、駅舎正面側の勾配を改善することが難しかったため、バリアフリー動線について駅舎西側に車いす利用者も含め、誰もが利用しやすいように動線を整備しています。その点につきましては、勾配が緩やかになっていたとの意見をいただいております。バリアフリー動線として大きく改善された点だと思います。

次に、改札口周辺の設備についてですが、券売機横に設置した点字案内板の位置が高い、点字運賃表の文字が小さい、との意見を多くいただきました。

次に、警告・誘導ブロックの配置、誘導経路についてですが、この項目に関しましては、特段意見はいただいております。概ね改善されたのではないかと感じております。

次に、エレベーターについてですが、今回のバリアフリー化整備において新設した箇所であり、多くの意見をいただいております。順番にご説明させていただきます。

まず、エレベーター入口部分についてですが、足元に施した石畳のデザインに凹凸があり、つまづく恐れもあるし、車いすで利用しにくいのではないかと、という意見をいただきました。デザイン性と安全性のバランスの難しい部分ではないでしょうか。

次に、エレベーター内部についてですが、近鉄川西駅では、エレベーター入口から出口まで通り抜ける、貫通 2 方向型のエレベーターが採用されていますが、このタイプですと、形状的に、車いすは 2 台乗ることができない。という意見をいただきました。

また、内部に 2 カ所設置されている操作パネルは、ともにエレベーターの中央部に設置されていますが、それぞれ入口付近、出口付近に設置する方が、乗り込んだ位置に関わらず操作しやすいの

ではないか、操作ボタンについても「ひらく」「とじる」の文字が少し見にくいという意見をいただいております。

エレベーターについては近鉄川西駅の貫通 2 方向型であれば乗り降りしやすいといったメリットもありますが、同じ定員数のエレベーターでも車いすが 2 台並んで乗ることができるタイプがあったりと、見方によっては良い面、悪い面がそれぞれにあることが伺えます。

次に、エレベーターの外部についてですが、操作ボタンが扉と同じ面に設置されているので、車いすの方が使用する際には、ボタンが遠くなってしまうたり、体勢を変えたりしないといけないため、操作しにくいのではないかという意見をいただきました。実際の使用感など、改めてわかる部分もあり、エレベーターについては、実際に使用する側の視点で多くの意見をいただいたことで、「心のバリアフリー」の重要性を実感いたしました。

続きまして、多機能トイレの新設についてですが、多機能トイレの入口に設置した点字案内板の設置位置が高いとの意見がありました。また、点字表記の内容について、点字案内板の下部に表示される「現在位置」から、どちらに行くと多機能トイレがあるか、案内表記した方がいいのではないか、という意見もありました。点字案内板については、今回の整備において、多機能トイレ以外にも設置していますが、その中でも点字表記の内容については、多く意見をいただいた点でもあります。

次に、多機能トイレ内部の、操作ボタン設置位置について、洗浄ボタンが遠い、手洗い、手すり、操作ボタン類が 1 カ所にコンパクトにまとめられたが、そのため、かえって手すりが掴みにくくなったり、操作ボタンが遠くなるなど、それぞれの機能が使いにくいという意見をいただきました。

また、別途手洗いがあるのに、手すり内に手洗いは必要かという意見もいただきました。おのこの機能を、集約することで、使いやすい面もありますが、実際に使用する際には個別の機能が使いにくかったりと、使用される方にとって意見の分かれるところだと思います。

次に、階段についてですが、階段の踏面の端の段鼻部分の色彩をもう一度考慮してほしいとの意見をいただきました。

音声案内についても、誘導チャイムの音が聞こえにくいとの意見がありました。

誘導チャイムにつきましては、階段部分と改札口周辺も含め、聞こえにくいとの意見が多くみられましたが、現地点検後に近鉄さんより特に音量が小さいとの意見が多かった階段部分について、音量を大きく変更しております。

最後に、手すり部分についての意見といたしまして、今回の整備により手すりを 2 段化していますが、上段だけでなく、下段にも点字案内が必要ではないかという意見をいただきました。規格に合った仕様と実際使用する側から見た使いやすさのズレというのが見られた点だと思います。以上が、現地点検における意見の報告となります。

今回の現地点検を受けて、三星会長からは、バリアフリー化整備にあたって、整備前と整備後に、当事者参加という形で検証を徹底することは非常に評価されることであり、検証の場において意見を出し合うことにより見えてくるものがある。

そうすることにより、事業者・利用者・行政から様々なアイデアが出され、より良い整備につながっていくことになる。として講評いただきました。

今回、令和 2 年 3 月に近鉄川西駅のバリアフリー化整備が完了したことにより、本市域内にある近鉄及び南海全 6 駅のバリアフリー化整備が完了いたしました。

委員の皆様方におかれましては、近鉄川西駅のバリアフリー化整備に至るまで、協議会として様々な視点から、意見交換をしていただき、おかげ様でより多くの方々が利用しやすい駅になったのではないかと感じております。

最後になりましたが、先ほど報告させていただきました 7 月 7 日の現地点検におきましては、雨でお足元も悪い中ご参加くださった委員の皆様方、誠にありがとうございました。今回いただいたご意見等につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。

以上で、会議次第 4、近鉄川西駅のバリアフリー化整備現地点検の報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

《議長：三星会長》

ありがとうございます。それでは、今の3つのご報告に関しまして、議論したいと思います。どなたでも結構ですから、ご発言をいただければ。宅和さん、ちょっとお待ちいただいて、勝手ながら私の方から、初めての方もいらっしゃるんでごく簡単な補足をしたいんですが。

この基本構想というのは2000年のバリアフリー法で作られた、日本の仕組みとしては面的にバリアフリー整備をしていくという面白い方法というか非常に有効な方法です。それまではバリアフリーは規制ができますと既存のものを法律で作り変えようとなるならば、費用はあまり話には出たくないんですけども、現実の話だからできないね。そこで考えたのが、このように面的に施設をそれぞれ改善することをこの場でプランを作って議論して当事者参加で徹底的にやっとうと。都道府県や国はそれを支援すると。こんな仕組みを作りまして、この基本構想は、大阪府下では、ほとんどの市で作られております。これ全国で一番作られている率が高いです。ですから大阪は基本構想づくりについては、全国の先進と言ってもいいね。

あと本市の特徴、本市は、他市に無い色んな特徴的なことやっております。今説明ありましたように、例えば、道路ですと基本的に主要な道路ではですね、例えば、幅員2メートル以下の道路は作らないと、2メートル以上の道路であるとかですね。点字ブロックをきちんと整備していくとか、様々なバリアフリー道路に変えていってるわけですが、他市にない特徴として幾つもあるんですが、1つ申し上げておきますと富田林駅の駅前広場、あれは所有権が複雑で市だけで持っているものではないのと、表面のどぼことそれから高さのレベルがかなり勾配があったり、とってもあそこの駅はバリアフリー化なんて手がつかないとまで言われておりましたが、最後は本当にハケでなめるように徹底的にですね、バリアフリー化を図ったと。特に、ここにいらっしゃる委員の方皆総がかりで計画段階、設計段階、施工段階、参加いたしまして、おかげさまで、あれだけ狭い駅前広場をですね、何とかバリアフリー化できるようになったと。これは大変大きな成果で、ここまで丁寧にやっているのはあまり他では見ない。

もう一つ挙げたいのはコノミヤさん、民間のスーパーマーケットをバリアフリー化するときはお願いでしかなかったわけですね。本市ではこれも他の市ではないやり方が、会議に正規の委員としてコノミヤさんから出ていただいて、コノミヤさんが出店するにあたっては、これもここにいらっしゃる皆さん、あるいは、お仲間の方々に出ていただいて、徹底的にバリアフリー化を図ったですね。これは府下では、私の知る限りでは他にないですね。民間のあれだけの施設に当事者参加でバリアフリー化を図って、他のお店にないバリアフリーの特徴を持ってまして、非常にレベルが高いものになりました。

最後に、もう一つだけ補足すると寺内町の道も、大変大事な道路であるんですが、2メートル歩道なんて到底できない、これは以前の道を知ってる皆さんにとっては、おわかりと思いますが、これも無理だと言われたのは、やはりこの場で何とかしようぜ、これも途中飛ばしますけれども一方通行化が図られて、特に警察さんの協力というのは大変なものだったわけですが、その一方通行の中で歩道を確保して、しかも歩道もいろいろ特徴のあるやり方で段付きではありませんが、バリアのない良いものができたと。

こういう語るといっぱいありまして今回の川西もですね。なかなか手がつかなかった駅、今発表があったように頑張っとうここまで来ました。特にエレベーターを優先して、設置したというところが特徴でございます。ちょっと補足が長過ぎまして申し訳ないですが、初めての方がいらっしゃるんで、誇りを持って作ってきましたけども、まだまだ高い志でやりましようということが言いたかったという。

すいません。特に当事者の点検、参加なさった方は頑張っとう感想でも結構ですから報告をお願い

いします。

いかがでしょうか。せっかく出ていただいたんですから、西田さんからいきますかね。お願いします。

《西田委員》

一般市民の西田です。よろしくお願いします。

近鉄の川西駅に関しましては、昔からですね。私が生まれ育った、地域の一番近い最寄り駅です。その当時は、階段しかなく川西駅が改修されてエスカレーターができました。そして、エスカレーターをどうして上げるかということで、階段昇降機が設置されて、その試乗点検をさしてもらいました。そのときも、お世話になったんですけども。それでもやはり、川西駅自体の駅員数が1名の配置ということで、滝谷不動駅と富田林駅の各駅から1人ずつ来ていただいて、3人体制で昇降機の移動というふうな時代でした。それが今回は待ちに待った、私にとっては、今はその地域に住んでないんですけども、やはり非常に嬉しく思います。今日来ていただいているヘルパーさんも、その近くに住んでおられた利用者さんを、エスカレーターで上げておられたヘルパーさんの1人です。やっぱり、苦勞されてたと思います。駅員さんが介助する以上、人員が揃わないと電車が来ても乗れない。そういうような時代を過ぎてきて、私が動き出して40年か45年、昔から近鉄を使っているんですけども、その当時から苦勞して、やっと今年エレベーターがついたと。ものすごく、感慨深いものがあるんですけども、それでも、やはりそれだけ、皆さんの理解とともに、交通会社も協力していただいて今の状況ができて大変嬉しく思っています。

この前の点検に行って使いにくい部分も指摘させてもらいましたけども、だけど40年前、45年前に比べればずっと便利でバリアのない駅になって非常に嬉しく思っています。以上です。ありがとうございました。

《議長：三星会長》

ありがとうございます。

他の方がいかがでしょうか。

宅和さんも出ておられてましたよね。お願いします。

《宅和委員》

宅和と申します。

バリアフリーの件について、少しお願いしたいんですけども。階段ですね。これは、エレベーターが設置されたから、あんまり階段を使う人が少ないと思いますけれども、なぜ、段鼻を黄色にして欲しいかということ、黄色が一番目立つわけですね。これは視覚障がいの全盲の場合は、ダメですけども、全盲じゃなくて弱視の人、それと老人の方、階段の上り下り、特に雨の降った日ですね。階段の色によって段鼻がわからないわけですよ。だから、黄色にして欲しいなと思いますので、もし、できましたらお願いしたいと思います。

それとトイレの入口、これも意見の中に書いてませんけども、入口に女性か男性かの区別、先生、貼るだけでいけるんですか。地下鉄とかのトイレにあのようなマーク付けてるでしょ、天王寺もしかり、女性と男性の人形さんですね、入り口の中、接着剤かなんかでとめてると思うんですけど。できたらそれを付けてやって欲しいなと思います。以上です。よろしくお願いします。

《議長：三星会長》

ありがとうございます。

近鉄さん、今2点出ましてですね。段鼻問題、ちょっと他社と比較して申しわけないですが、

JRさんの場合は両側に非常に目立つ、皆様ご存知ですよ。階段を上がっていくと、色の変化あんまりないもんだから、健常者の場合はあんまり問題ないんですが、弱視の方々とか視覚異常の方々っていうのは、なんかようわからなくなってきて足の出し方もようわからなくなって転びそうになると、それは何でこれついてないんだ、つけてください、というような要望が一つ、二つ目は今おっしゃった通り、トイレ何とか、男女の区別何とか、その2点に關しまして、できなければできない理由を、あるいは、しばらくお待ちくださいということなら、お待ちくださいと、検討するなら検討すると。

《好永氏》

すいません、弱視等はあれなんですけども、段鼻の現状で一応、明度的には一応基準を満たしてるんですが、その弱視の方への対応としての例えば、JRさんの黄色と赤のシールであったり、全面黄色に変えるであったり、そういった対応については、今回の整備では行われていない状態です。ですので、弱視の話っていうのはもちろんこの駅だけでなく、近鉄としてできてない箇所がありまして、それをどう対応していくかというのは、全体としての課題だなと思ってるところでして、ちょっと今すぐに川西駅ですぐ絶対しますとお答えはできないんですが、弱視に対する対応っていうのも、やっぱり必要と思っておりますので、全体としてどう整備していくかを弱視への対応という形で、検討いたします。

多機能トイレ、男女トイレのピクトの件なんですけど、最終的には大きくは貼るものを望まれているのですね。手前のところに貼ってなくて、おそらく奥の壁面のところに多分男女のサインが貼られてる形だと思うんですけど、それをもう少しこう手前に大きくといったご要望なんですか。

《議長：三星会長》

宅和さんのイメージどうですか。

《好永氏》

多分、大きく貼られてるから、もう少しわかりづらいから大きくといったことだろうと思うんです。

《議長：三星会長》

宅和さん、そういうことですか。

《宅和委員》

そうですね。今のトイレの入り口のところに設置する人形さんですね。近鉄の阿部野駅や阪和線のトイレなんか全部、地下鉄でも全部ついてます。シールか何かわかりませんが、一応、できたらそういうマークを付けて欲しいなと思うんですよ。お願いします。

《議長：三星会長》

今のこの件は、近鉄全体の問題で一斉にやらないとできないのか。段鼻もそうですね。トイレの方はケースバイケースでできそうな気がしますね。

《好永氏》

おそらく整備後の写真の中で言いますと、奥の所にだけ貼ってある状態ですかね。それが少し小さいかなというご意見かと思いますが。

《議長：三星会長》

わかりました。段鼻の件は、私としても一つの全社的な問題ですので、ご検討いただければと。

道路の場合はちょっと専門用語ですが、輝度比2とか3とかいう辺りを目安にしているんでないと駄目だっていいですけど。階段なんかの場合は、より朝夕のラッシュ時なんかで、足バツバツとやる方いらっしゃるんで。厳密に黄色あるいは黄色に近いものなんかを使うっていうことは、これは私個人の意見ですが、また、全社的にご検討いただいでですね。

宅和さんいかがですか。いずれも前向きのご検討はいただいたんですけど。

《宅和委員》

今の段鼻の件についても、やはり、天候の加減によって端が見にくいわけですよ。だから一歩踏み外すと下まで転げ落ちるといったことがありますので、お金もかかることやから、あまり欲は言いませんけど、ただ、できるものがあればして欲しいなど。これは視覚障がいとは関係なしに、これからも高齢化になっていって、だんだん歩きにくいってことは出てくるやろうし、その辺を検討していただくことをお願いします。

《好永氏》

ありがとうございます。

《議長：三星会長》

ありがとうございました。

時間のこともあるんで、ご発言いただいてない委員の方は、また最後に議論はする機会ありますので、その時に今回の点検のことをお話いただければと思いますので、一応、ここで休憩を取りたいと思います。

どうしても言いたかったっていうのは、後からまたお話いただきます。一応、予定では3時5分までですが、ちょっと5分ではしんどいんで、8分ぐらいにしましょうか。ちょっとケチなこと言いますが、3時8分にお戻りいただければと思います。あと9分ほどありますので、よろしくをお願いします。

～～ 休 憩 ～～

《議長：三星会長》

それでは再開しましょう。それでは、引き続きまして、特定事業計画等と進捗状況を報告して、富田林土木の方からお願いいたします。

《緒方委員》

改めまして、富田林土木事務所維持保全課長の緒方と申します。富田林土木事務所ですね。南河内地域の6市3町村を担当します。道路、河川と公園ですね、あと皆さんご存知の狭山博物館もですね、実は富田林土木事務所の管理所管でございます。本日、道路特定事業関係ということで、府道の関連ですね。特に、この特定事業に関わる近鉄富田林駅、西口駅周辺の状況ですね、本日説明させていただきます。

なお、土木事務所の中では、どうしても所管上ですね、バリアフリーとか歩道整備をやるときに、二つの課に分かれておりまして、今ある現道をですね、広げて用地を確保して広げて歩道整備をやるとかいう場合の事業につきましては、建設課というところで行っております。私が所属しております維持保全課と申しますのは、現道の中で、特に用地買収等伴わないようなバリアフリー、そういう

ものをやっておる課でございます、本日はですね、そちらの担当の方にもぜひこのバリフリの協議会の皆様のご意見をですね、しっかりと拝聴して意見をできるだけフィードバックして、現場に反映できるというようなことができるようにですね、担当を連れてまいりました。ちょっと私の方で紹介したいと思います。まず建設課の方の出川主査でございます。

《出川氏》

出川です。よろしくお願いします。

《緒方委員》

維持保全課の担当の主査であります、小寺主査です。

《小寺氏》

小寺でございます。よろしくお願いします。

《緒方委員》

本日はですね、生活関連道路と準生活関連道路、概ね皆様のご意見を踏まえて、私どもも努力しまして、何とか今の状況になって参りましたけれども、まだ残っているところもございます。特に、本日は皆さん待望といえますか、特に一番難航しておりました富田林太子線、金剛大橋のところですね。あそこがようやく用地買収ができて、着工できるような段取りができましたので、まずその説明をさせていただきます。

その後ですね、皆様のご意見を色々聞きましてですね、現場の状況でいろんなということができるのか、というお話を私の方からさせていただきたいと思っておりますので、まずはですね、担当の出川の方から説明をさせていただきたいと思っております。

《出川氏》

富田林土木建設課道路整備グループの出川といいます。よろしくお願いいたします。早速なんですけども、今お話にありました、我々、道路のですね、建設課は整備してるところになるんですけども、そういった管理するとか、色々な事業をやってます。

その中でですね、今回道路特定事業ということで、生活関連道路、準生活関連道路に大阪府の管理道路で位置付けられているのが、ここで前の画面に出ております、4路線7ヶ所でございます。

生活関連道路といいましたら、官公庁、駅、福祉施設等を結ぶ路線になっておりまして、その中でこれだけの府道が位置付けられてることになっております。具体的には、次のページを見ていただきたいんですけども、重点整備地区の中で、赤の太い線が引かれているところが府道の生活関連経路になっておりまして、この矢印で示しますと、府道富田林太子線が金剛大橋南詰めの方に向かって走っている道路です。ここからちょうど富田林駅前の我々が旧170号と言っているんですけど、こちらの本町交差点から、ずっと南側に行くと市役所の方までが旧170号。あと、こちらの西口駅の前のところですね、富田林狭山線と言っているんですけども、こちらが旧170号から赤で塗ってある部分が生活関連道路で、緑で塗ってある部分が準生活関連道路になっております。あとですねこちらコノミヤの、ちょうど先ほどお話あったかと思うんですけど、旧170号からコノミヤまでの間が生活関連経路という形になっております。あと、こちらの本町交差点から本町北の交差点が、準生活関連道路ということで、こちらの路線が大阪府の方で位置付けられてる区間になっております。

そしてですね、今現在ですね、旧170号であったりとかですね、歩道があったりとか、そういった場所については、もうすでに過去に点字ブロックを設置したり、段差改善の方はほぼ終わっております、ここで示しております、長期対応区間は、こちら富田林太子線と金剛大橋の南詰めの

ところなんですけど。また、こちらの富田林狭山線の旧 170 号から第一中学校のところまでが長期対応区間ということで、指定させていただいております。長期対応区間なんですけれども、やはりですね、皆さんもこの辺の地域を知っていただいていると思うんですけど、住宅とかですね、沿道に店舗、また西口のところにつきましては踏切がございまして、実質なかなか構造的にも、もちろん先立つ予算というのがあるんですけど、なかなかやっぱり長期といってもなかなか着手できないという状況に陥ってるんですけども。

その中でも先ほどお話をさせていただきました、我々、交通安全事業と言いますのは、府道の中でもですね、交通量、車両・自転車・歩行者の交通量が多くて輻輳してですね、歩道がないとこであったりとか、通学路であったり、今回話させていただいている、バリアフリーの生活関連経路に位置付けられてるところ。もちろん、こういった要素が色々重なってる場所というのは、やはり優先順位が高くなっておりますので、その中でですね、こちらの示しております、ここの金剛大橋の南詰めのところにつきましては、交通量も多くて、歩行者、自転車も走っており、なお且つ、バリアフリーの生活関連道路だと。

以前からですね、市さんから、地域の皆さんからもご要望があり、早く何とかして欲しいと言われておまして、前回も何とか交渉のテーブルにはついていただいておりますんですけど、なかなか前に進まないということでご報告をさせていただいたんですけども。

今日ちょっと声が大きいのはですね、こちらの西詰めのところですね、一番揉めてる用地の境界確定が完了しまして、次のページになるんですけど、この 2 年の 5 月に用地買収の方が完了しました。何とかですね、用地買収の方が完了しましたので、こちらについてもですね、奥の方も重点箇所ということで、急転直下でそういう交渉の方が行ってたんですけども、予算の方もですね、買収費は 1 億円ぐらいかかっているんですけども、この予算の方も急遽計上していただいて。一緒の組織なんですけども。買収が済んだという状況です。

引き続き、歩道整備。もちろん、買収しましたんで、一応今年度から整備の方、進んで行ってですね、早ければ来年度、遅くても再来年度ぐらいまで期間をかけてですね、整備をしていきたいというふうに思っています。なんで整備にそれだけ時間かかるのかという、もちろん拡幅、次の写真見ていただきたいんですけど、こちらが前の状態で、こちらが買収後で、家もすべて撤去した状態になってるんですけども、ここ高低差自体が 4、5メートル今の現道と敷地でありまして、まず拡幅するのに、そちらに大きな 5メートル高低差ありますと 6メートル程度の擁壁をですね、作って行って、まず土を埋めて拡幅すると。

そうなったときに、もちろんこれだけの交差点ですので、信号機の移設とか、電柱の移設とか、そういった移設関係もろもろ出てきますので、そういうのにも時間がかかります。で、もちろん敷地を広げないとそういう移設はできませんので、まずはそこまで広げて、移設できるような状態に持っていきたい。その上で、移設が完了した後に歩道整備をするのとですね、ちょっとバリアフリーと関係ないんですけど、道路の線形も今、多少ちょっとずれてる。駅の方から橋に向かっていくと線形がちょっとずれてるかと思うんですけど、その線形もまっすぐ合わせにいけますので、そういった配慮することによって、事故とかそういうなんも無くしていきたいというふうに考えてます。

富田林土木の方からは以上になります。

《議長：三星会長》

ありがとうございます。それではの機会でございます。国、富田林土木さんのお三方いらっしゃるんですけど、これ絶好の機会ですので、当事者の方々、ここの話に限らず、府道でも市道でもいろいろ注文があったら聞きたいということでございます。はい、どうぞ。

《西田委員》

すみません、西田です。今言っておられるところはもちろん気になっておるところです。もう立ち退きされて、整地もされて、僕は毎日通りますんで。見てるんですけど、やはり通行量全然変わりません。自転車の人も、歩いてる人も、変わらないね。またできるだけ早く行っていただきたいと思います。

そしてですね、もう一つ、ちょっと気になっている道路があるんですけども。説明していただいたところとちょっとずれて、生活関連施設に関してですね、元の西友、ジャンボの跡地に、関西スーパーができます。この秋にオープン。本町北とその下に下る、その道の三角の中に関西スーパーができます。もう秋オープンです。だけど、その本町北から旧国道本町11号線。その間の歩道が、極端に狭いです。1メートルあるかないか、勾配が左右にあります。片方は倉庫、片方は店舗、駐車場がありまして、若松団地のところからは、歩道が太くなるんですけども、何十メートルかな、100メートルいくかいかかわりませんが、その間の両サイド、上り下りの歩道が極端に悪いです。その辺を、今後どうかして欲しいなというのは、要望です。そしてもう一つ、既存のコノミヤ前、生活関連道路やはりほか弁のところですね、コノミヤから出るのに、歩道に柵がないんです。だから、間違ったら歩道から車道に落ちるんです。だから、できたら柵が欲しいなあと。踏切までの間です。コノミヤのほか弁のところから、はい、そこです。はい。幅は狭いんです。自転車と車いすでは行き来できません。どちらかが止まらないと、通れません。そういう狭い状況で、ちょっと車に乗ってる人も危ないと思ってるやろし、通る人も非常にちょっと危ない。危険を感じます。歩道幅が狭いので、かなり通りづらいです。

《議長：三星会長》

ありがとうございます。その二つでいいですか。

《西田委員》

はい。

《議長：三星会長》

今、ご指摘のあった2点は、府道市道のどっちなのかな。市道のことでしたら市の方から。

《出川氏》

こちらも府道になっております。

《議長：三星会長》

それ府道なんですか。

《出川氏》

はい、府道です。

《議長：三星会長》

それでは、コメント、お返事お願いします。

《西田委員》

もう少しつけ加えると、一方通行になったことによって、ここの通行量めっちゃ多いです。それで歩道が悪いということで、もうちょっと整備できたらと思ってます。

《出川氏》

まず、コノミヤの方なんですけど。先ほど言っていた柵をつけるとなると、横断防止柵とかですね。どうしても幅員が狭くなってしまいますので、その辺ちょっと現地調査をさせていただいてですね、どうしてもやっぱり一長一短、車いすで通られる方は幅員狭かったら、次、通れなくなってしまうこともありますので、一度現地の方、確認させていただきます。先ほどのルートにつきましてはですね、まだ今建設中とかなんですかね。この辺のところも一緒に申し訳ないんですけども、現地の方で調査させていただいてですね、もし何らかの対策が必要であれば、その辺の方、考えていきたいというふうに考えてます。

《議長：三星会長》

ありがとうございます。検討しておきたいというご返事ですね。ありがとうございます。他いかがでしょうか。発言いただいてない方何人かいらっしゃいますが、どなたでも結構です。せっかくの機会ですので、一般論でもいいです。京谷さんどうですか。

《京谷委員》

京谷です。バリアフリーのこういう会議に入らせていただいて、もう本当に皆さん健常者の私がいっぱいな目の見えない方とかいろんな方の、もう生活が大変だなということがものすごくもう自分自身でわかりました。それとね、いろんな形でこのバリアフリーとかいろんなことをしてるんですけども、この公共施設を作るとするときに、有識者の方とか、学校の先生とか、いろんな建築の方が、来ていただいて設計とかされるときに、もしよかったら、なんかするときに使用される方のちょっと意見を皆さんちょっと聞いて欲しいなっていうのがすごくあるんですね。何でかっていうと、施設で掃除をされる方、警備をされる方っていうのがやっぱりものすごく負担が大きいっていうのがありますね。掃除する時にはここにはちょっとこんな人があった方がいいんと違うとかか。そういうのがあるからできたらそういう人たちの意見も聞いて欲しいっていうことと、それとこの前バリアフリーで分かったことは、その基本のそういうありますね、国のバリアフリーはこういう説明せなあかんとか、ここはこういう形でとか。そういうものっていうのは、いつごろの資料をもとにされてるかっていうのがちょっと知りたい。

《議長：三星会長》

ありがとうございます。これも簡単に私の方から。考えてみれば、維持管理する人の意見っていうのは、ほとんどこういう会議で聞くことないよね。やっぱり大事なご指摘ですね。それは、方法とか対応っていうのはケースにもよりますけども。ちょっと市の方、そういうのご意見が出たと。より使用する方のご意見、市民の一般的な意見だけではなくて、施設に関連する方々の意見も大事なご意見として、留めてておきたいと思います。二つ目は、関係するのは国の基準と、府の基準、市によります市の基準と。これ最新のものがあります。国については、基準っていうのは法律なんですけど、これは最新の法律ありますし、それに基づくガイドラインというものがあります。こんな分厚いもう辞書みたいなやつがある。これもうその都度改定してますが、今最新のものを1年前、作ってますから、これホームページに出ってます。だから、プリンターお持ちの方でしたら、お家でも出してもらえます。2、300ページあります。何でしたら、市にありますから、見てください。道路についてはですね、話せば長くなるので、何とも言い難いんですが、一口で言うなら、かつて国が道路のガイドライン、もちろん私もその主要メンバーとして、道路のガイドラインを作りましたが、その地方へなるべく、こういう自分の機能は自分で決めようという考え方で、地方分権ですね。それを各市が条例でですね、上積み、横出しできるようにしました。実態からいうと、ほとんど国のガイドライン、これにほとんど準拠してます。今、大阪府さんもですね。今からもう7、8年くら

い前になりますが。

《緒方委員》

そうですね、実はこういう道路に関しての歩道の整備なんかでも、こういう交通安全施設の手引きってというのがありまして、最近ではこれをきちっと位置付けて、条例でも実はこれを制定してるんです。だから、こういうバリフリの思想とか構造ってというのは、ちょっと長い年月の中で少しずつちょっと変わってきてまして、最近では最近のできるだけ皆さんのご意見を取り込んだ、そういうもので作ってます。だから、数年前にやったところと、今からやるところと少しちょっと差が出てきてる分というのは実はありまして、その事例を一つだけ私持ってきましたんで、皆さんに共有させていただきたいと思います。

《議長：三星会長》

ここでちょっと用意していただいている間に、府の基準ってというのはホームページかなんかで見れますか。

《緒方委員》

見れると思いますが、これ（交通安全資料の手引き）は内部資料かなという感じがしますけども、（道路の構造等は）条例の中で制定していることになってますので。

《議長：三星会長》

条例の場合はありますよね。

それから、議論は必要ないですが、私も一般論として道路のことで府民に伏せておかなきゃいかんことってほとんどないはずですよ。

《緒方委員》

基本的にはすべてオープンでやっています。

先ほど言いました一つの事例なんですけど、実は先ほどの中で歩道をバリフリしていきますとね、車両の出入口っていうのが出てきますよね。車両の出入口の部分というのは、当然、歩道の部分が今は大体セミフラット形式と言ってまして、車道から大体5センチ以上かな。8センチとか10センチ以内ぐらい。昔はマウンドアップと言いまして、外側の車道側のブロックの高さに合わせて一段上がってると。そういう部分の歩道って今まだたくさん残ってるんですけども、現在そのセミフラット化をしています。

それで、実はその車両出入口の部分っていうのは、ここに書いてありますように、車道から5センチの高さが基準となっております。

ところがですね。以前はそれが3センチとかですね、交差点の部分では2センチになってるんですね。それはなぜかということ、視覚障がい者の方が、段差があるということで、ここは交差点なのか、それとも車両出入口なのかってということがわかるようにということで、最近、交差点の部分を2センチ、車両出入口の部分が5センチとなっております。

ところが、3センチの時代から2センチほど上がってますんで、今、自転車を乗られる方はできるだけ車道の方に走るようにと、施策が進んでおります。そうすると、車道を走ってる自転車が途中で、車がいっぱい走っていて怖いんで、車両出入口のそこから斜めに入って行く場合がありますよね。そうしますと、今まではずっと、富田林市内にある車両出入口は、実は低いところが結構ありまして、昔整備したやつなんで低いんですね。だから、あんまりそこでハンドルをとられるということはないですけども、他の市で今進めてるところでは、実は5センチでやったところで、結構斜めから自転車で入ってきたときにハンドルをとられて、転倒する事故ってというのが非常に頻発して

ましてね。最近では、松原市でもありまして、転倒した時に肘とか腕打って骨折されたとか、そんな場面もございます。

実は、どうしてくれんねんという話になってきてるんですけども、こういうバリアフリー対応の中で、そういう形で実務を進めていってるんで、何とか自転車の利用者の方にご理解いただきたいということで、最近ホームページにあげたところなんです。周知が上手くできてなかったということもございまして、最近、大阪府の本庁の方ともこの話をしまして、どこの土木事務所管内でもちょっとこの事故、実は市町村さんの中でもあるらしいんですけど、出てきてまして、これを何とかして周知していこうと言うことで、今回バリアフリーの協議会がございましたんで。その中でまずは共有化させていただきたいということで。

《京谷委員》

補償は出ませんか。

《緒方委員》

出ません。

今回もそういう形で転倒された方とは、十分に事情説明させていただきまして、何とか理解を求めまして、何とか納得していただきました。

今後、自転車利用される場合は、あくまで健常者の方が自転車を利用されること多いと思いますけど、バリアフリーの視点で作ってるものということなんで、そこでちょっと一旦振り返っていただけていうことをですね、我々もこれから広報活動をもっと展開していきますんで、もし、皆さんの周りで自転車でこけそうになってんけど、どんな作りしてんねやと、管理瑕疵ちゃうんか、とかいう話が出たとしましたら、こういうことで作ってるというふうにご説明をいただければ、非常に助かります。

《京谷委員》

災害とかした時に電動で皆さんサッと上がったりしますでしょう。そういう規制っていうのは、個人的なものなんですけども、電気が入らないから、シャッターが開けられないから、車が出られない。そういうのっていうのは、公共施設の大きなマンションなんかも鎖が上がらないから、車がなかなか出れないからとか、そんなのを指導でできるような形っていうのはあるんでしょうか。

《緒方委員》

これはすいません、私どもの方では建築物に関係するということでもありますし、道路に関連付属する話であればできるんですけども、残念ながら申し訳ございません。

《議長：三星会長》

住宅地に関しての担当は、バリアフリーと絡んで何かあるとすれば、大阪府の福祉のまちづくり条例を担当してるところありますんで、そこにお話いただければ、あるいは、そこに各種基準類は全部出ております。

私を知る限りではシャッターについてはないですね。ないけれども、この前の停電、大阪府下の巨大停電で相当に難儀された一般家庭っていうのがあるのと、バリアフリー上でもかなり問題があったってことが出てます。でも、対策基準は今のところないね。

おっしゃるのは停電するとどうにもならない。それからどうにもならない一般家庭の家が停電してしまうとシャッターが開かない。それを手で開けるくらいならシャッターの意味ないんで、電動シャッター閉まったらどうにもならない。

ただ、ちょっともう時間きましたので、今お話ありましたように、大阪府への改めてのお願いは、

京谷さんのような市民の方、府民の方がいっぱいいらっしゃるんで、知りたいと。通常の府民の方がちょっとホームページを見てみれば、あるいは、市役所へ来て見せてくださいって言えばわかるように、情報公開をお願いしておきます。ということでこれはまとめときたいと思います。

《緒方委員》

わかりました。

あと要望等あれば、府民の声という一般の方のそういう要望とか、クレームも含めまして、私どもお受けしておりますんで、こういうのを利用していただきたいと思います。

《議長：三星会長》

府民さんが縦割りをを見つけるって無理だから。

《緒方委員》

そうですね。

一元的に扱って、関係部署にそれは連絡がいったって対応するということになってます。

《議長：三星会長》

ちょっと時間がおしてきましたけれども、他に申し出る方どなたでも。小原さんお願いします。

《小原委員》

今、利用者の声っていうのがあったと思うんですけど、今回、川西駅の整備をされてすごく便利になったという声も現地で聞いたんですけど。ますます使いやすくするには、府民の声って今言われましたけど、そういうふうな利用者の声っていうのをこれから聞く窓口っていうか、そういうことが情報収集できる場所っていうかね、そういうのがあるのかなと思いました。

また、作ってしまったから終わりじゃなくて、これからますます使いやすくなるための方法っていうのを、教えていただきたいなと思います。

《議長：三星会長》

大変大事な話。大阪府でそういう声というのは、先ほどおっしゃった大阪府全体の窓口もありますが、土木事務所としては今のような声は、どこでどのようにすればよろしいでしょうか。

《緒方委員》

私どもですね。通常いろんな要望等、またクレームも含めまして、先ほど言いましたように、私維持保全課で建設課と、あと管理課というのがあります。これは施設の管理してる課で、そこで一元的にいろんな要望とかを受けております。ただ、先ほど言いましたように府民の声、これはメールでやりとりをするんで、ご自宅におられてもできると思いますので、それが出されたらその担当部署の方から、これに関連する部署の方に全部連絡行って、そこで対応してくださいよというのが来ますんで、そこを利用する方がいいかもしれないです。

直接来ていただいても、結構でございますけど、ただ、すぐできることと、できないことというお話をさせていただくことになると思います。

《議長：三星会長》

ありがとうございます。

時間もおしてきましたんで、議論はこれぐらいにしたいと思います。

特に今回、今ご報告ありました金剛大橋西については、懸案でしたんでね。ついに、いよいよで

きてきますね、ということで、関係者のご努力については私も敬意を表します。

また、要望がありましたら皆さん方もこの会議にとらわれず、直接要望をお届けいただければと思います。

府の方の敷居が高かったら市へ、市へ直接連絡すれば、市から府へとついでにしてくれますので、よろしく願いいたします。

時間の関係もありますので、「その他」に移りたいと思います。用意しておりました議題では高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正。これを、近畿運輸局の川口さんの方からよろしくお願い致します。

《川口氏》

近畿運輸局の川口でございます。私の方からは、今年の5月に改正されましたバリアフリー法の概要について、少しご説明させていただきます。

まずですね、配布してあります資料の1枚ものの方をご覧ください。こちらバリアフリー法につきましては、30年5月の方にも、改正の方、すでに行われてるんですが、今般オリンピックパラリンピック東京大会を契機に、共生社会の実現に向けた機運醸成を受けて、心のバリアフリーに係るソフト対策等の強化のため、5月に再度改正の方が行われております。

改正の概要につきましては、中ほど赤枠のところでございますが、1、2、3の大きい項目につきまして所要の措置がとられております。

具体的な内容につきましては、赤字で書かれております、6月19日に施行された部分と、青字で書いてます、4月1日から施行されている部分がございますので、これにつきましては、次の資料をホチキス止め2枚目の分なんですけど、そちらの方で説明させていただきます。

まず、最初に今年6月に施行された内容でございます。資料の方を見ていただきまして、2ページ目の方をご覧ください。こちらにつきましては、法律の目的規定や、基本方針、市町村が作成する移動等円滑化の促進方針、いわゆるマスタープランの記載事項について、心のバリアフリーに関する事項が追加されております。また、基本構想の事業メニューの一つということで、心のバリアフリーに関します、教育啓発特定事業というものが追加されているというところでございます。

資料の下の方でございますが、これまで特定事業につきましては、公共交通特定事業や、道路特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業というハードを整備するという特定事業を盛り込んで基本構想の方をですね、作成する必要があったというところでございますが、今般の法改正により新たにソフト面の対策ということで、教育啓発特定事業というものも特定事業として新たに設けられたというところでございます。

その横に書いてますが、教育啓発特定事業というのは、例えばバリアフリー教室に取り組んだり、住民向けの講演会に取り組んだり、接遇研修を実施したりというような内容で、このような内容を盛り込んだ基本構想は、これから作成することができるというふうなところになったというところでございます。

国の方でも、これらの新たな教育特定啓発事業を含むハード、ソフトを一体の基本構想を作成する部分につきましては、経費の方の補助制度というのも、今般新たに作って、そのような対応を後押しするというふうなところでございます。

続きまして、来年4月1日からの改正内容でございます。4ページの方でございます。

こちらの方ですね。公共交通事業者さん、設置管理者さんにおけるソフト対策の強化というところでございます。これらの内容につきましては、来年4月の施行を目指して、現在省令改正等、その内容を中央の方、本省の方で検討されているところで、具体的な内容につきましてはこれからというところでございますが、まず上の項目でございます。公共交通事業者等に対する、ソフト基準の適合基準の義務の創設というところでございます。今般、ソフト基準というものを設けて、例えばスロープの適切な操作等ですね。こういう基準を新たに設けて、これを遵守してくださいよと

というような規定が、今回規定されております。

下の方につきましては、交通結節点におきます、移動等円滑化に関する協議への応諾義務の創設ということで、公共交通事業者等が他の公共交通事業者さんに対してハード、ソフトの移動等円滑化に関する協議を求めたときは、当該協議を受けた事業者さんについてはこれに応じなければいけないというような規定が盛り込まれております。

続きまして5ページでございます。

こちらの方が、国民に向けた広報啓発の取り組み体制でございます。例えば、優先席だったり、車いす使用者用駐車場等バリアフリー化された施設の適正な利用の推進ということで、国や地方公共団体、施設管理者等に対して、これらの適正な使用について広報活動を啓発活動を行うよう、努めることとされております。施設管理者、設置管理者が一般利用者に対してポスターの掲示や、社内放送等で適正な利用を呼びかけるというようなことが、一例として挙げておられるところでございます。

続きまして、次のページでございます。6ページでございます。

これにつきましては、バリアフリー基準適合義務の対象拡大というところの説明でございます。バリアフリー化の対象となる建築物の中で、これまでは特定建築物というのが対象となってるんですが、その中に公立の小・中学校が入ってなかったというところで、今般の法改正により、これが追加されたというところでございます。

また、道路についてですが、これまでは適用対象とされてなかった、バス等の旅客乗降のための道路施設については、これを旅客特定車両停留施設として位置付け、今回のバリアフリー化の対象施設として追加されたというような内容でございます。

これらの内容につきまして、来年4月から所要の手続きを経て、実施されているような内容となっております。

以上簡単でございますが、これが5月に行われましたバリアフリー法の概要ということで説明の方を終わらせていただきます。

《議長：三星会長》

ありがとうございました。

ちょっと時間がおしとる所でなんなんですが、若干だけ追加しますと、要点はまず、学校側のバリアフリーの義務化に加わりました。公立の小・中学校で、これは大変大きいことで、ただし大阪府というのは、大阪府条例でもって学校のバリアフリー化については、国より一足早くもう義務化されてる。ただ、現実になってるかどうかは既存不適合を直していくわけなんですが、相当大阪府下にはもうすでに済んでますが、全国的に見ますと学校が入ったっていうのは大変大きいことです。

それからもう一つのポイントは、今お話にありました教育ですね。今日は時間がないから説明できませんけど、富田林市の我々の基本構想においても、子供たちの教育の中にバリアフリー、福祉のまちづくりを取り入れていこうという流れはあるんですけども、まだまだ今回せっかく国がこうやって決めてくれた制度に則って、かなり本格的にですね。特にこれ今回、教育委員会をはじめ、学校はバリアフリーに関しては、例えばこの協議会と話し合いすることについては、断れませんが、断れんどころか大いに積極的に両方で話し合って進めていくということになります。必要でしたら、この協議会としても、教育事業という名前つけてくれましたので基本構想の追加として挙げる方法もあるかと思えます。ただ、地味なことをやる程度でしたらなかなかそうはいきませんが、本格的にやるならば方法もあると思えます。それは今後検討しましょう。

それから、今ご報告ありませんでしたが、今回の改正のちょっと前、平成30年ですか。ここに割と大きい改正がきたんです。実は国会の参考人が私で、かなり訴えてきた中の1つがマスタープラン制度。これは今日議論できませんが、市の方からまた提起があると思えますが、基本構想にま

で至らないけども、こうしてくだっという方針、促進の方針ということなんですけれど、これについて各市でできるようになりました。それで本市はどうするか。あるいは全市方針、基本構想でない全市の方針をどうするかなんかも、かなり細かく書けるようになりましたので、そのマスタープラン制度ができたというのは今のご報告の前にお願ひした内容としてありましたので、何度も言いますがマスタープラン制度っていう名称は、またお忘れなく。また来年等で検討しなきゃならないかもしれない。以上が私のコメントです。

せっかくですので、若干時間ありますんで。

ご質問、どなたでも。あるいは今までのことでも。寺澤さんどうですか。何でもいいですよ。

《寺澤委員》

寺澤といいます。近鉄さんにお聞きしたいんですけどね。エスカレーターを取り外しました。エレベーターになりました。かなり苦情ありますか、その辺どうですか。

最初、エレベーターにするときに一番心配したんです。

《好永氏》

そうですね。実際のところと言いますと、実はエレベーターが供用開始されてからについては、あまり大きな声っていうのはいただけていないです。

今日も見てたんですけど、健常者の方もあまり昼間の混雑してない時間帯ですと、そのままエレベーターに乗って上がられてる方が結構多いなというのが肌感です。それはできて初めて今、皆さんが感じられているところでありまして、実際には、工事期間中は一時エスカレーターがなくなりまして、階段だけの期間が4、5ヶ月ほどあったんですけど、その時には、お手紙でご意見をいただいたり、高齢者の方々から苦言をいただいたり、要はエスカレーターがなくなってエレベーターができて、一般の方がすごい苦勞すると、一般の方の利便性がかなり落ちてるので、こんな計画はやめてくれといった声もあったんですけど、実際にできてからですと、そういった声はいただけていないので、今となつては皆さんがエレベーターを利用されて、十分必要な方については、まかなえているのかなという感想です。

《議長：三星会長》

ありがとうございます。

供用開始する前の方のご意見も、もっともではあるんですね。ただ、この委員会としては、やっぱりそれがないと上へ上がれない、利用できない方のことを考えている。

実はエレベーターとエスカレーターの両方をだいたい検討したんですけど、施設の無理だったんで、まず、エレベーターをと。

結果として自治体からも話ありましたが、随分感謝の声は聞いてます。ありがとうございます。他いかがですか。

それでは特にないようでしたら、ありがとうございました。今日の議題はこれで全部終わりにしたいと思います。

すいません。ご発言したかったかもしれませんが、何かありましたら市の方にお届けいただければありがたいと思います。

アナウンス一つしていいですか。なんか僕ばかり喋ってますが、今、川口さんからも説明ありましたことも含めて、国としては、近年の法律改正に合わせたこのマスタープランとか今の学校の話とか、これ全体を含めて国として講習会とか、あるいは説明会はもうすでに1回やってるんですけども、それと国とは別に福祉のまちづくり学会とか研究会でもって、討論会やります。10月9日13時から大阪大学の中之島センターというところがありますので、阪大の中之島のところでですけども、ここにあります。これを、国土交通省の近畿運輸局に後援していただきます。もし、出れ

る方いましたら、詳細は市の方に、実はまだチラシができてきてないんですよ。配布する文書は100ページぐらいのもの配布しますんで、そうとう膨大なもの、もちろん私も書いております。市には届けておきますので、市の方からまた、見ていただければと思います。ホームページで見る場合は、福祉のまちづくり学会か、交通まちづくり研究会というところで検索していただければ、おそらく、この1、2週間の間に当日のチラシや案内がアップされてくると思う。

それでは事務局、最後まとめをお願いします。

《事務局：仲野》

本日はどうも、活発なご議論ありがとうございました。今日の議題にもあったんですけども、ようやく近鉄川西駅のバリアフリー化が終わりまして、先ほど、富田林土木事務所の方からも、ご報告ありましたみたいに重点整備地区の方も用地買収が完了し、ようやく基本構想を立てて10年ちょっとですね、やってきて、重点整備地区の完了の目途が見えてきたのかなと。一定の区切りが見えてきたのかなというのは、事務局の方としても嬉しく思います。

ただ、こういうハード整備をずっと進めてきたんですけども、最初からずっとうちの基本構想の基本方針の中にもあるんですけども、やっぱり、これを使う皆さんの心のバリアフリーですね、こういうところの啓発っていうのも今後、市としても引き続きやっていって、せっかく作ったものを、皆さんでちゃんと使っていただかないと、何のためにやったのかなというところもあるのでね、当然、こういうことをすることによって、また新しい声が生まれてきて技術革新ですかね、基準がまたいろいろ変わっていくのかなあと考えております。

今回、こういうハードの関係で、いろいろこの協議会を進めてこさせていただいたんですけども、今後ちょっと、ハード整備の方が一定の区切りがついてきたということもあるので、この開催の頻度っていうのもね、今までみたいに、年1回で行わせていただいていたものをちょっとペースも変わってくるのかなと。ただ、先ほど国の方からもご説明あったみたいにね、いろんな基準も変わってきてますので、またそれは都度、市の方としても対応していかないといけないなと思っておりますので、また委員の皆様には、ご協力のほどを引き続きよろしくお願ひしたいと思っておりますので、本日はどうもありがとうございました。

《議長：三星会長》

ありがとうございます。ではお気をつけてお帰りください。